

IU-REAL異分野融合・新分野創出プログラム

審査要項

IU-REAL異分野融合・新分野創出プログラム（以下「本プログラム」という。）の審査は、この審査要項に従って、異分野融合・新分野創出プログラム運営委員会（以下「委員会」という。）が行い、その結果を踏まえて審査結果の案を作成し、研究力強化部会（以下「部会」という。）において決定する。

I. 審査方針

本事業の審査にあたっては、大学共同利用研究教育アライアンス（IU-REAL）の理念に基づき、法人や分野の枠を超えた学際的かつ先進的な研究の推進を重視する。特に、異なる機構・研究分野間の有機的な連携を通じて、従来の研究の枠組みにとらわれない柔軟かつ独創的な発想に基づいた研究課題であるかを重要な評価基準とする。

さらに、研究計画の実現可能性、中・長期的な波及効果、社会的・学術的なインパクト、そして将来に向けた発展性・成長性を総合的に判断し、本プログラムの目的に最も合致する提案を選定する。

II. 利害関係者排除

評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 委員会の構成員は、申請課題の共同研究者である場合には、評価に加わらないこととする。
- ② 委員会の構成員は、申請課題の申請代表者、共同研究者との関係において、次に挙げるものに該当すると自ら判断する場合には、評価に加わらないこととする。
 - (ア) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - (イ) 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同研究の遂行、共著研究論文の執筆もしくは、同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - (ウ) 同一研究単位での所属関係（同一研究室の研究者等）
 - (エ) 親密な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - (オ) 申請課題の採否又は評価が委員会の構成員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

III. 審査の方法等

1. 審査方法

- ① 委員会は、申請代表者から提案のあった研究課題について、「申請書」に

- に基づき、書面審査及びヒアリング審査を行う。
- ② 委員会は、審査に伴い委員会が必要と認めるときは、委員会が指定する学術文化に関わりのある有識者に意見を求めることができる。
 - ③ 委員会は、ヒアリング審査の後、研究課題のレベルを判断し、必要に応じて意見を付する。
 - ④ 委員会によるヒアリング審査の結果を踏まえ、審査結果の案を作成し、部会が採択課題を決定する。

2. 審査に当たっての着目点

共同研究申請に関する着目点は、以下のとおりとする。

(1) 研究目的・目標について

柔軟な発想や斬新な手法により、機構間連携研究のさらなる深化・発展が図られているか。また、新たな研究領域の創出や既存分野の高度化に資する発展性・成長性を有しているか。

(2) 研究連携体制について

複数の機構に所属する職員が共同研究者として参画し、分野融合型の研究が実施可能な連携体制となっているか。

(3) 研究概要について

研究の内容が具体的であり、設定された期間内での実現可能性が高く、社会的インパクトや将来的な波及効果が期待される内容であるか。

(4) 中・長期的波及効果について

中・長期的な視点から見て、新たな分野の創成などに発展しうる波及効果が見込まれるか。また、本研究に関連して、研究期間終了後（2027年度末）に期待される社会的・学術的な効果や波及について、明確な方向性が示されているか。

(5) 経費について

研究の目的や概要との整合性が取れており、経費の内容や配分が妥当であるか。

3. 審査の進め方

(1) 書面審査の実施

委員会が個別に実施する書面審査に当たっては、審査要項Ⅲ「2. 審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、次表1により評価を行うとともにコメントを付す。なお、委員会の構成員が審査課題の「利害関係者」に該当する場合は、そのことを自己申告し、当該評価者はコメントのみ表記し評価は行わない。

次表1

評価項目	
	(1) 研究目的・目標について
	(2) 連携体制について
	(3) 研究概要について

(4) 中・長期的波及効果について	
(5) 経費について	
総合評価	
コメント欄	
評価区分	
4	非常に良い提案である
3	良い提案である
2	提案にやや不十分な点がある
1	提案が不十分である

(2) ヒアリング審査の実施

委員会が実施するヒアリング審査にあたっては、委員会の構成員は、次表1に基づき評価を行うとともにコメントを付す。なお、委員会の構成員が審査課題の「利害関係者」に該当する場合は、そのことを自己申告し、当該委員会の構成員はコメントのみ表記し評価は行わない。

委員会は、委員会の構成員が行った評価をもとに、合議により委員会のヒアリング審査を決定する。

次表1

評価区分		
総合評価	A	非常に優れている
	B	優れている
	C	やや劣る
	D	劣る
コメント欄		

(3) 合議審査

委員会による審査の結果に基づき、研究力強化部会が採択研究課題を決定す

る。

その際、部会によるアドバイス等（本プログラムの趣旨を踏まえた適切な研究実施体制に関するアドバイス、経費執行にかかる条件等）を付した形で、採択研究課題とすることができるものとする。

IV. その他

1. 開示・公開等

- (1) 審査の過程は、非公開とする。
- (2) 審査結果については、個別に通知する。